

規 則

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第三十七号

浄化槽法施行細則の一部を改正する規則

浄化槽法施行細則（昭和六十年埼玉県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考に次のように加える。

4 報告者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第二号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考に次のように加える。

3 報告者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

様式第三号中「あて先」を「宛先」に改め、同様式の備考に次のように加える。

3 報告者が個人の場合は、氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正前の浄化槽法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。